

令和7年10月24日

第16回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第16回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和7年10月24日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第1号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について（所有権移転分）（利用権設定分）

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 「農業経営基盤強化促進法第19条第5項に基づく、農業経営基盤の強化の促進に関する変更計画案」に係る同法第6項の規定に基づく意見決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（除外）申出の意見決定について

議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第7号 農用地あっせん申出について

議案第8号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 松 木 茂 久	2 番 生 川 裕 也	3 番 福 久 迫 義 隆
4 番 前 田 真 津 美	5 番 井 手 康 則	6 番 西 村 久 則
7 番 滝 下 真 弥 子	8 番 石 嶺 義 孝	9 番 下 高 原 誠
10 番 内 藺 光 弘	11 番 西 川 路 利 広	12 番 西 山 昭 二
13 番 小 荒 田 大 樹	14 番 徳 留 幸 信	15 番 下 川 道 孝
16 番 池 田 由 美 子	17 番 濱 田 保	18 番 田 代 繁 樹
19 番 税 田 祐 子		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 森 川 泰 夫	22 番 奥 村 祐 樹
23 番 前 田 剛	24 番 今 村 量 則	25 番 南 圭 司
26 番 京 田 富 久	27 番 鶴 田 伸 一 郎	
	30 番 廣 森 修	31 番 田 之 上 洋
32 番 濱 田 卓 郎	33 番 上 拂 忠	34 番 松 澤 雅 人
	36 番 下 吹 越 浩 之	37 番 大 迫 恵 太
38 番 下 吉 一 宏		

1 小委員長

7 番 滝 下 真 弥 子

1 欠席委員

28 番 小 村 亮 太	29 番 湯 之 上 大 幸	35 番 澤 山 善 治
--------------	----------------	--------------

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地総務係長

農地総務係主任

主幹兼振興係長

振興係主任

振興係主事

振興係主事

主幹兼地域計画係長

小 吉 建 治

前 村 修

今 奈 良 昂 平

前 田 昭 市

上 高 原 明 美

藤 久 保 宏 実

池 田 恵

向 吉 真 一

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第16回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「13番委員」と「16番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の5ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 今月の議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分は3件です。 それでは、議案書の6ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)

議長

以下については、お目通しください。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号についてのうち、所有権移転分について、ご審議願います。

委員

ご質疑、ご意見はございませんか。

議長

「なし」の声あり。

議案第1号についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

今月の議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分は48件です。

それでは、議案書の7ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、今回の利用権設定分につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われます。

議長

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、6番委員の退席を求めます。

(6番委員の退席を確認)

委員

ご質疑、ご意見はございませんか。

議長

「なし」の声あり。

議案第1号の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議

委員
議長

ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(6番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から21ページ48番まで、一括審議願います。

14番委員

ご質疑、ご意見はございませんか。

事務局

34番について、貸付期間が1年間と短すぎるが、何か理由がありますか。

貸付期間が1年間という設定は、貸し人の都合によるものですが、県の地域振興公社からは、期間が短いということで、理由書を添付するよう指導を受けております。

11番委員

43番の申請農地は、貸し人の[]所有の農地になりますか。

事務局

はい、そのとおりです。登記簿謄本で確認しております。

議長

委員

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

議長

「なし」の声あり。

議案第1号の2番から48番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の2番から48番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

10月9日の転用調査時に、私と5番委員、37番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲

的に営農に取り組んでおります。

1 番から 9 番は売買，10 番は知人への贈与で，贈与税に関しては理解しているとのことです。

いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく周辺への影響はないものと考察されます。

最後に，農地法第3条調書及び位置図，字図につきましても，審議資料の1ページから32ページに添付してありますように，すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても，農地法第3条調書のとおり，すべての案件が，前述の各号には該当せず，許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断しますが，審議資料等をご参照のうえ，ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は，ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは，議案第2号について，ご審議願います。

ご質疑，ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号については，原案のとおり承認することに，ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって，議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については，原案のとおり承認することに決定いたします。

次に，議案第3号「農業経営基盤強化促進法第19条第5項に基づく，農業経営基盤の強化の促進に関する変更計画案」に係る同法第6項の規定に基づく意見決定についてを，議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第19条第5項に基づく，農業経営基盤の強化の促進に関する変更計画案」に係る同法第6項の規定に基づく意見決定について，ご説明いたします。資料は，69ページから75ページとなります。

地域計画は，令和7年3月26日に策定されましたが，今回，地域の環境保全及び有効な土地利用のため，農地転用等をはじめ，経済事業の変動その他情勢の変化に適切に対応する必要があると判断されることから，地域計画の変更を行うものであります。

今回の計画変更に関しましては，地域計画区域への追加及び一部除外です。

追加は，XXXXXXXXXX外13筆で，一部除外は，

議長

委員

議長

委員

議長

事務局

	1筆となります。 追加理由は事業活用で、除外理由は工場増設によるものです。なお、除外については、議案第4号1番でも説明いたします。 以上が農政課の方針であります。 今回、農業委員会は、この計画書に対する意見を求められており、最終的な決定はあくまでも農政課になります。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第3号について、ご審議願います。
議長	ご質疑、ご意見はございませんか。
21番委員	地域計画区域へ14筆追加されていますが、なぜこの14筆だったのか理由を教えてください。
事務局	追加理由は事業活用と述べましたが、集落で荒廃農地の防止に向けて活動する中山間地域等直接支払制度事業があります。この制度を活用するためには、この14筆の地域計画区域への追加が必須となったからです。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第19条第5項に基づく、農業経営基盤の強化の促進に関する変更計画案」に係る同法第6項の規定に基づく意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、除外申出の意見決定についてを、議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 番号1番ですが、転用目的はプラスチック加工場です。 審議資料の33ページをお開きください。

	申請地は、 から南東へ350m離れた農地で、東は畑、西は宅地、南は用悪水路、北は公衆用道路に接しています。
	また申請地は、農用地区域内農地ではありますが、除外後の農地区分・許可事項については、第1種農地となり、不許可の例外である集落接続施設に該当します。
	事業計画者は、隣接するプラスチック加工場の代表者で、既存の工場が手狭になったことから、新たに加工場を建設する計画です。
	土地の形状については、90センチ程度盛土し、土留工事を行うことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。
	また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	以上、報告のとおり、小委員会では、農用地除外もやむを得ないものと判断しますが、皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。
	それでは、議案第4号について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
14番委員	事業計画者と農地所有者は、どのような間柄になりますか。
事務局	知人の間柄になります。
14番委員	プラスチック加工場の建設にあたって、周辺農地への影響が考えられますが、農地所有者及び周辺の営農者の同意は得ていますか。
事務局	農地所有者からはもちろん同意を得ております。また、周辺の営農者にも話をしているとのことですよ。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、除外申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

番号1番ですが、転用目的は、資材置場です。

審議資料の34ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ180m離れた農地で、東は畑及び山林、西は市道、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地を資材置場にし、近隣の建設会社等の資材や残土置場として整備する計画です。

土地の形状については、1m程度盛土し、境界にはブロックが設置されていることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は山林です。

審議資料の35ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ640m離れた農地で、東は畑及び里道、西と南は山林及び畑、北は畑及び山林及び里道に接しています。

農地区分・許可事項については、他のいずれの要件にも該当しない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、現在耕作している茶の木を抜根し、杉の木を植樹する計画です。

土地の形状については現状のままで、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、2件の申請に対しては報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

12番委員

1番について、1m盛土し周囲よりも高くなると、雨水処理が自然流下で1反8畝と比較的広い農地ですが、周辺の土地に雨水が流れ込む心配はありませんか。

事務局

この農地の形状がフラットではなく、部分的に低いところがあり、今

議長
委員
議長

回はそこを最高で1m盛土することになります。よって、周囲を含めて全体的にフラットになりますので、雨水の流出は心配ありません。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

番号1番ですが、転用目的は駐車場です。

審議資料の36ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ300m離れた農地で、東は宅地、西は農道、南は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、近隣で自動車整備工場を営む個人で、既存の敷地が手狭になったことから、申請地に駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号2番と番号3番ですが、関連しますので併せて説明いたします。転用目的は宅地造成です。

審議資料の37ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ380m離れた農地で、東は宅地及び5条申請地、西は市道及び5条申請地、南は宅地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、市街化が進み、生活の利便性が高い申請地を宅地として整備し、販売する計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行い、周辺に農地はなく、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の38ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ250m離れた農地で、東は畑、西は市道、南と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地に自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを設置する予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番と番号6番ですが、関連するため併せて説明いたします。転用目的は一般住宅です。

審議資料の39ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ100m離れた農地で、東は市道、西と北は宅地、南は5条申請地及び宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地に自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを設置する予定であり、周辺に農地はなく、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、6件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお

	願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第6号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号、「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第7号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第7号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。議案書の30ページをお開きください。 今月は、売渡申出が9件、貸付申出が1件です。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の40ページから68ページに掲載しています。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第7号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ご質疑なしと認めます。 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付についてです。 議案書の30ページになります。 番号1は、27番委員、8番委員、16番委員。 番号2は、大山の畑を10番委員。それ以外の畑を32番委員、12

議長

委員

議長

事務局

番委員。

番号3と4は、10番委員。

番号5は、6番委員、25番委員。

番号6から8は、23番委員、4番委員。

番号9は、32番委員、12番委員。

番号10は、21番委員、2番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第7号農用地あっせん申出については、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第8号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は33ページから34ページになります。

今回の非農地判断は、XXXXXXXXXX周辺を対象としております。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、17筆4、128㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

議長	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第8号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
9番委員	7番と8番は、共有地というよりも集落用地として登記されていないか確認はしていますか。
事務局	登記簿謄本を確認しています。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第8号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにございませんか。
21番委員	議案第8号の非農地判断と地域計画の変更との関係性について教えてください。
事務局	地域計画内農地については、農用地区域内農地のような優良な農地になるため、非農地判断を行う農地は地域計画外農地となります。
21番委員	議案第6号の5条申請と地域計画の変更との関係性について教えてください。
事務局	農用地区域内農地及び地域計画内農地の転用申請を行う際は、各関係機関と協議のうえ、いずれも用途変更や除外が必要となります。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになければ、その他に入ります。
事務局	その他について、事務局に説明を求めます。 その他について、ご説明いたします。議案書の21ページをお開きください。 その他（議案書の36ページを参照して説明） 1. 一時使用届 2. 10月の行事報告 3. 11月の行事予定 4. その他

議長
委員
議長

ほかにごいませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもって、第16回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

全員ご起立ください。

一同礼。

(閉会 午後3時27分)

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員13番委員 _____

議事録署名委員16番委員 _____

